

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	くらし安全・消費生活課	整理番号	2-2
処分の種類	生活関連物資等の売渡しの命令				
根拠法令条例等・条項	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第4条第2項				
処分の概要	知事は、知事の指示を受けた者がその指示に従わなかったときは、その者に対し、期限・数量を定めて売り渡しをすべきことを命ずることができる。				
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(政令による生活関連物資の指定が行われていないこと、命令時の需給状況、指定された物資の特性等から、一律に処分基準を定めることが適当でないため)				
基準の制定根拠	—				